

# 垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第17回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和元年10月24日（木） 午前9時30分～午前9時44分

場 所 議会全員協議会室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉 伸哉	6	森 千秋
2	中間 信二	7	村山 繁稔
3	大迫 和昭	8	永吉 浩幸
4	下瀬 秀	9	小畑 良之
5	瀬角 初美	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 楠 木 雅 己

農地係長 美 坂 康 人

主任主事 下 茂 尚 太

主 事 浦 元 駿

## 付 議 事 件

- (1) 農地法第3条許可申請について
- (2) 農用地利用集積計画の決定について

議 事

議 長	あいさつ
係 長	諸般報告
議 長	<p>ただいまから、第 17 回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は 10 名中 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、8 番永吉委員、9 番小畑委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は 2 ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図 1 ページからページを御覧下さい。</p> <p>今月の許可申請は 4 件でございます。</p> <p>1 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんであっせんによります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>2 番の譲渡人は死亡した〇〇〇〇さんの相続財産管理人の〇〇〇〇弁護士、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんであっせんによります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>3 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで本人からの希望によります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>4 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで〇〇の〇〇〇〇さんが管理できないということで知人の加治屋さんに無償贈与する所有権移転となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1 番委員	1 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで先月のあっせんが成立し、経営拡大ということで問題ありません。
10 番委員	2 番も先月のあっせんで成立したものであり、経営拡大ということで問題ありません。
6 番委員	3 番の譲受人は〇〇〇〇さんは〇〇市ということですが、〇〇〇〇〇さんのお父さんと〇〇〇〇〇さんの間で話し合いが行われ、ゆくゆくを考えて〇〇〇〇〇さんの名義で所有権移転ということでした。〇〇〇〇〇さんが帰ってくるまではお父さんが管理するということで何ら問題ありませんでした。
5 番委員	4 番の〇〇〇〇〇さんは長年〇〇〇〇〇〇さんの土地を管理されており、今回〇〇〇〇〇〇さんは高齢であることと垂水に帰ってこないということで〇〇〇〇〇〇さんに引き受けてくれないかと無償譲渡するということでしたので何ら問題ありません。
議 長	ありがとうございます。 ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。
議 場	なし。
議 長	質問がございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。4 ページをお開きください。 今月は、新規 16 筆、再契約 1 筆の合計 17 筆の利用権設定があり、畑が 7,842 m <sup>2</sup> 、田が 5,407 m <sup>2</sup> 、合計 13,249 m <sup>2</sup> になります。 それでは 1 番からご説明いたします。 1 番から 13 番は新規、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人で 10 年間の賃貸借です。 14 番は再契約、〇〇〇〇〇〇さんで 10 年間の賃貸借です。 15 番から 17 番は新規、〇〇〇〇〇〇さんで 5 年間の使用貸借です。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の

	要件を満たしております。以上です。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
9 番委員	1 番から 13 番までは鹿児島県地域振興公社との契約で新規に 10 年ということで問題ありません。
10 番委員	14 番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚同士であり、再契約で 5 年ということで問題ありません。
1 番委員	15 番から 17 番ですが〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚関係で新規で 5 年です。水稲とたまねぎを耕作する計画で問題ありません。
議 長	ありがとうございます。 ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。
議 場	なし。
議 長	質問がございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、第 17 回総会を終了します。 垂水市農業委員会  会 長 葛 迫 巧  署名委員 永 吉 浩 幸  署名委員 小 畑 良 之